

平成21年度償却資産(固定資産税)の申告について

平成21年1月1日現在で、小郡市内に事業用資産(償却資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

償却資産の耐用年数が変わりました！

平成20年度税制改正において、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の一部が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。

平成21年度分の償却資産の申告から、改正後の耐用年数を用いることになりますので、下記の点に注意して申告してください。

申告に当たっての注意点

- 改正後の耐用年数は、過去に申告いただいた償却資産も含めて、平成21年1月1日現在において所有するすべての償却資産に適用されます。
- 償却資産の評価は、原則として、前年度の評価額を基礎に、耐用年数に応じた減価を考慮して行うこととされていますので、平成21年度の評価額計算は、平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価を考慮して計算することになります。資産の取得時に遡って再計算するものではありません。
- 毎年の資産の増減分のみ申告されている場合、**過去に申告いただいた資産について耐用年数省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。**その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区別できるよう、**種類別明細書の摘要欄にその旨の記載(例えば「省令改正による変更」等)をお願いします。**

※対応年数省令新旧対応表等、詳しい内容に関する書類については12月中に郵送する申告書類に同封いたします。ご不明な点がございましたら、税務課資産税係までお問い合わせください。

すでに市に登録がある所有者には12月中に書類を郵送しますので、期限内に申告をお願いします。また、該当資産がない場合や前年から増加減少がない場合も備考欄に「資産なし」もしくは「増減なし」と記入して提出をお願いします。

※新規の人については、ご連絡いただければ書類を郵送します。

▼申告期限 平成21年1月30日(金) ▼提出・問い合わせ先 税務課資産税係(内線123)

久留米税務署「平成21年度国税モニター」募集

国民の皆さんに、国税に関する意見・要望等をお伺いし、事務運営の改善に役立て、納税者の皆さんの利便性の向上を図るために、国税モニターを募集します。

▼人員 1人

▼任期 平成21年4月1日～平成22年3月31日

▼応募資格 小郡市、久留米市、うきは市、大刀洗町に在住の20歳以上(平成21年4月1日現在)の人。ただし、国や地方公共団体の議員および公務員、国税モニター経験者は除きます。

▼応募方法 郵送または持参。(久留米税務署に応募用紙を備え付けてあります。)

ホームページ(<http://www.nta.go.jp/fukuoka/index.html>)からも応募できます。

▼応募締切 平成21年2月2日(月)(消印有効)

▼問い合わせ先 久留米税務署税務広報広聴官 ☎32・4461

※電話は自動音声案内でのご案内します。「当税務署にご用の方(2番)」を選択してください。